

受付番号票貼付欄

特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書

1. 会社法人等番号

フリガナ

1. 商号

1. 本店

1. 登記の事由 令和 年 月 日商号変更による設立

1. 登記すべき事項

1. 課税標準金額 金 円

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通
就任承諾書	通
印鑑証明書	通
本人確認証明書	通
辞任届	通
委任状	通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日

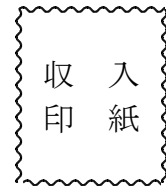
申請人

代表取締役

連絡先の電話番号

法務局 支 局 御中  
出張所

収入印紙貼付台紙



## 株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

## 第〇〇回臨時株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名  
発行済株式の総数 〇〇〇〇株  
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使できる株主の数 〇〇名  
議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個  
出席株主数 (委任状による者を含む) 〇〇名  
出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個  
出席取締役 〇〇〇〇

以上のとおり総株主の半数以上の株主が出席したので本会は適法に成立した。

よって代表取締役社長〇〇〇〇は議長席に着き開会を宣言し、ただちに下記議案を付議したところ、総株主の議決権の数の4分の3以上となる満場一致の決議をもって原案どおり可決確定した。

第1号議案 定款変更の件  
別紙案のとおり。

第2号議案 商号変更に伴う取締役選任の件

議長は、上記商号変更に伴い、取締役を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法について議場に諮ったところ、出席株主〇〇〇〇から「議長の指名に一任することとしてはどうか」との発言があり、満場これに賛成したので、議長は、これに従い、取締役として〇〇〇〇を指名し、この者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり就任することに可決した。

取締役 住所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

なお、被選任者は、商号変更の効力の発生を条件とし、その就任を承諾した。

(注) 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載及び被選任者の住所の記載が議事録にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

なお、就任承諾書の添付を省略する場合においても、新たに選任した取締役に付き、市町村長の作成した印鑑証明書の添付が必要です。

また、監査役を選任した場合には、新たに選任した監査役に付き、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣言した。閉会時刻は午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役の全

員がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社臨時株主総会  
議長代表取締役（議事録作成者） 〇〇〇〇 印

※1 特例有限会社の役員が商号変更と同時に任期満了により退任する場合は、株主総会で新しい役員を選任する必要があり、その選任の議案も含まれることとなります。取締役を新たに選任した場合には取締役の就任を承諾したことを証する書面及びその書面に押印した印鑑について、市町村長作成の印鑑証明書を添付します。監査役を選任した場合には、監査役の就任を承諾したことを証する書面及び監査役の住民票記載事項証明書等の本人確認証明書が必要となります。

※2 特例有限会社の役員が商号変更の効力発生日をもって辞任する場合には、当該役員の辞任を証する書面（辞任届）が必要となります。

登記所に印鑑を届け出ている取締役が辞任する場合には、辞任届に、登記所届出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、取締役（会社を代表しない取締役を除く。）が辞任するときは、辞任届に、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

## 定款の記載例

(会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。)

別紙案

### 〇〇商事株式会社定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商事株式会社と称する。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には商号変更による設立の登記をすることができませんので、本店を管轄する登記所でそのような会社の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

#### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期はその選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表権)

第20条 取締役は、各自当会社を代表するものとする。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第24条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

附則

上記定款は、○県○市○町○丁目○番○号○○商事有限会社の商号を変更して設立する○○商事株式会社につき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

(注) 公証人の認証は不要です。





種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。

- ※ 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※ 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。
- ※ 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし、議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- ※ 5 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。  
記載を要する株主の数は、
  - ① 議決権の割合の合計が、3分の2に達するまで
  - ② 10位に達するまでのいずれか少ない人数の株主を記載してください。  
なお、同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください（例：同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので、当該記載で10位に達したこととなります。）。
- ※ 6 種類株式発行会社については、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は、登記された名称を記載してください。
- ※ 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には、議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※ 8 総議決権数にも、自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※ 9 証明書は、登記申請人名義で作成してください（ただし、組織再編の登記の場合には、例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。）。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号  
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

- 1 当会社の商号の変更に係る登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注)

(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号  
○○商事株式会社

代表取締役 ○○○○ 印 (注)

(注) 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。

受付番号票貼付欄

特例有限会社の商号変更による解散登記申請書

1. 会社法人等番号

フリガナ

1. 商号

1. 本店

1. 登記の事由 商号変更による解散

1. 登記すべき事項

1. 登録免許税 金 円

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日

申請人

代表取締役

連絡先の電話番号

法務局 支局 御中  
出張所

収入印紙貼付台紙

